

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 20 回 2016 年 7 月



金融サービス業・増値税免税の適用範囲が拡大

本アラートの分析対象法規:

- 財税 [2016]70 号通達。
金融サービス業の増値税免税の適用範囲が拡大。2016 年 5 月 1 日から発効。

背景

財政部および国家税務総局は共同して、2016 年 6 月 30 日付けで財税[2016]70 号通達(以下「70 号文」)を公布し、金融サービス業に対する増値税免税の適用範囲を拡大した。

その背景には、中国が今年 5 月 1 日から実施した増値税改革によって大多数の金融サービス業の行う取引に増値税が課されていることにある。このうち、他国で実施されている付加価値税(所謂『増値税』)制度および物品サービス税(GST)制度では直接的に対価を受け取る金融サービスが対象となっているほか、間接的に対価を受け取るその他の金融仲介サービス若しくは金融商品に対しても増値税が課されている。例えば、納税義務者は貸出金利息収入及び金融商品取引で得た投資収益に対しても増値税を納付しなければならない。このように金融サービス業は免税政策の適用対象の範囲は限定的である。

さらには、世界の先行事例や経験則も少ないことから、財税[2016]36 号通達(以下「36 号文」)の円滑な施行のためには一部の規定の試行や見直しは避けられない。KPMG は、多くの金融会社を代表して、政策制定者に対し、増値税改革実施後に金融業界が直面する課題をフィードバックする機会をいただいた。政策制定担当者は実務上の諸問題に対し速やかに対応措置を講じたことから、第四半期申告の企業の第 1 回目増値税申告の締切日直前に 70 号文(税総発[2016]95 号通達の規定には第 1 回目の申告締切期日は 2016 年 7 月 20 日である。)が公布された。

注意すべき点は、70 号文は、2016 年 5 月 1 日から発効しているため、増値税改革実施以降に金融サービス業で行われたすべての取引に遡及的な影響を及ぼすことである。

70 号文の公布は金融業界に大いに歓迎されたことが事実であるが、本タックスアラートでは、70 号文の公布後に依然として残る不確実性及び不明確な点について解説する。

KPMG の所見

増値税免税の適用対象となる銀行間取引

現行の金融サービス業の増値税政策の実施で抱える根本的な問題は次の政策の併存である。

- 利息収入に対する増値税の徴収
- 利息費用に係る仕入税額の控除不可
- 増値税免税となる銀行間取引の限定的な範囲

増値税関連規定では、小規模融資は増値税が課税(融資を受ける側が増値税一般納税人資格者であっても利息に係る仕入税額は控除できない)されており、大規模融資は、増値税の免税対象となる銀行間取引に該当しない場合、上記同様の税率に基づいて増値税を納付しなければならない。これでは実務的にも増値税の二重課税が生じてしまう。例えば、銀行が個人若しくは法人向け融資を行う場合、その利息収入に対し税率 6%の増値税を納付しなければならない。しかし、銀行の融資業務が増値税免税対象の銀行間取引に該当する場合を除き、貸付金利息収入に対し 6%の増値税を納付しても、相応の仕入税額控除ができないことである。

さらにもう 1 つの問題は、営業税関連規定及び実務運用に比べ、増値税体系に基づく銀行間取引の範囲が制限されたことである。このため、金融機関からは増値税改革の実施に伴う税負担が増加したことに批判が多い。原因として、営業税体系下では、免税対象となる銀行間取引の定義は相対的に広義であり、また、金融業界で長期間の運用を経て、営業税体系下の免税適用の対象範囲が更に拡大された。

上述の問題解決を図るため、70 号文は、金融機関同士の取引の範囲を明示して拡大した。次に、財税[2016]36 号通達(「営業税に代えて増値税を徴収するパイロットプログラムの全面的な実施に関する通達」、以下「36 号文」)及び 46 号通達(「営業税から増値税への移行パイロットプログラムの金融業関連政策の更なる明確化に関する通達」、以下「46 号文」)の両規定の現時点における金融サービス業に対する増値税の免税適用範囲は下表のとおりである。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
1	金融機関と中国人民銀行間で行われる貸出業務	中国人民銀行の一般金融機関に対する貸出業務、中国人民銀行と商業銀行間の再取引、商業銀行による中国人民銀行手形の購入、商業銀行と中国人民銀行間の通貨スワップ及び預金など。	36 号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
2	銀行間預金	金融機関間で行われる資金の預入、引出業務	<ul style="list-style-type: none">• 36 号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。• 資金の預入先は資金預入資格を有する金融機関でなければならない。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
3	銀行間預金証書	銀行業預金類金融機関法人が全国銀行間市場で発行する記帳式定期預金証書	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
4	金融機関間の資金融通(短期)	中国人民銀行の承認を経て、全国銀行間コールローン市場に参入する金融機関との間で、全国統一の銀行間コールローンネットワークを利用して行われる短期(1年以下)の無担保資金融通	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
5	銀行間貸出(中国国内)	金融機関間の資金貸借	<ul style="list-style-type: none"> 農村信用社間及び金融機関の営業許可証の業務範囲に「金融機関に対する貸出業務」が含まれる金融機関との間で行われること 金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
6	同一銀行グループ内での取引(クロスボーダー業務)	同一銀行グループに属する本・支店間で行われる資金融通。中国国内銀行と国外に所在する同一銀行の総機構、本店との間、ならびに中国国内銀行と国外に所在する同一銀行の分支機構、独資子会社間で行われる資金融通	該当なし
7	銀行間の代金取立	商業銀行(受託側)が金融機関(委託元)の委託を受け、法人顧客に送金する資金融通	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。 委託元は約定した返済日に取り立依頼した資金元本及び利息を受託側に支払う。

項目	免税分類	適用範囲	追加要件
8	割引手形の譲渡業務	金融機関の間で行われる割引手形の譲渡業務	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
9	金融機関発行の債券の保有(政策銀行すなわち中国輸出入銀行、中国農業発展銀行及び国家開発銀行が発行した債券)	中華人民共和国法律に則り、中国で設立された金融機関が全国銀行間市場、及び取引所債券市場で発行した元本返済と利息支払を約定して発行する有価証券	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
10	リバースレポ(現金担保付債権貸借取引)	取引当事者双方が債券などの金融商品を担保とする金融機関間の短期融資	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。
11	現先取引	金融商品保有者(借手側)が債券などの金融商品を債券購入側(貸手側)に売却すると同時に、取引当事者双方が将来の所定期日に所定の価額で、借手側が貸手側から同種、同量の債券などの金融商品を買戻すことを約束して行われる金融機関間の取引	金融機関は36号文の「金融機関」の定義に該当しなければならない。

また、36号文の関連規定によると、預金利息は増値税の非課税項目に該当する。

70号文は、金融機関間の資金融通に関する増値税免税規定の実施の過程で発生した下記2つの問題を解決した。

第一の問題は、36号文によると、同一銀行グループ内の取引は、同一銀行グループに所属する本・支店間で行われる資金融通業務に限られる。このため、外資系銀行グループ内の取引が免税の適用となるか否かが論点となる。例えば、某外資系銀行の国外本店が中国の分支機構に貸出を行うこと、或いは同一の全額出資金融グループ内銀行間で行われる資金貸借(例えば国外銀行の本店が中国の全額出資支店に貸出を行う場合)が挙げられる。

上表の第6項規定は、特別免税規定を適用して上述の問題を解決した。ただし、同一銀行の分支機構間の資金融通が免税対象となるか否かは、まだ明確にされていない。これはクロスボーダー業務だけに適用されるものである。中国国内の銀行間で行われる資金貸借は上表の第5項に掲げる免税政策を適用すべきである。

次いで、第二の問題は、第6項の免税規定が同一の最終親会社傘下のそれぞれ子会社に適用されるか否かである。70号文の規定を広義に解釈するならば、免税政策は同一の全額出資金融グループ内の資金融通に幅広く適用されるべきである。しかし、実務上、税務機関も同じ認識を持つか否かは明確にされていない。

さらには、36号文によると、銀行間コールローンが増値税免除となるのは、中国人民銀行の銀行間取引コールローンインターネットプラットフォーム(CFETS)上で行われるオン

ライン資金融通のみに限定されている。そのため、外貨資金貸借、ロイター(Reuters)及びブルームバーグ(Bloomberg)などのその他の取引プラットフォーム上で行われるオンライン取引は対象外である。このことから、上述の資金融通は70号文の公布に伴い、増値税免税の適用対象となる。

加えて、70号文は現先取引の相手が金融機関でない場合、増値税免除の適用を受けられないと定めている。金融機関と非金融機関との間で行われた現先取引は増値税を納付しなければならない。このことは、46号文のリバースレポの規定と合致している。

70号文における金融商品の免税適用範囲の拡大

36号文によると、金融商品の譲渡は金融商品の譲渡価額から取得価額を差し引いた後の金額を譲渡益として増値税を納付しなければならない。これは営業税体系における計算方法と一致している。言い換えれば、「金融商品」の範囲は、従前の営業税体系を基に設定されたものであり、また、取引相手が、取引ごとの購入価額に対する仕入税額の控除ができないことも営業税体系の処理方法と合致している。なお、金融商品譲渡損益は、相殺後の残高がマイナスの場合、次期納税期間に繰り越すことが可能であり、かつ、次期の金融商品譲渡益と相殺することができる。ただし、期末時に譲渡損を相殺しきれずに残った場合、次の会計年度に繰り越すことは出来ない。

このように、36号文は金融商品の譲渡に対する免税政策の適用範囲を限定している。免税政策においては、とりわけ外国人投資家にとって、特定金融商品の譲渡に対して増値税を課税することによって生じるであろう債券市場、もしくは資本市場の混乱を回避することが目的である。

このような経緯から、70号文では免税対象となる金融商品譲渡の範囲を拡大した。

1. 人民元適格外国機関投資家(RQFII)が証券売買業務を中国国内の企業に委託する場合—70号文では、適格外国機関投資家(QFII)向けの免税政策がRQFIIにも適用されると規定した。
2. 銀行間コール市場・銀行間債券市場への投資に免税政策を適用する場合—中国人民銀行の認定を受けた外国機関の銀行間コール市場・銀行間債券市場に対する投資収益は免税政策の適用対象となる。

70号文は、金融商品の譲渡に係る増値税課税の問題の一部については解決したものの、依然として他の一部の根本的な問題が残されている。とりわけ、負債性金融商品(貸付金の利息収入及び関連する手数料収入に適用される増値税率は6%)および資本性金融商品(譲渡価額から取得価額を差し引いた後の金額を譲渡益とする)に適用される増値税政策が異なることから、負債性金融商品と資本性金融商品をどのように区分するかが実務上の課題となっている。世界の多くの国々では増値税体系の取引の法的形態を重視しているのに対し、中国では関連業務の会計処理を重視する傾向にある。このため、償還条件のある優先株などに対しては、その性質が負債性金融商品であるか資本性金融商品であるかを正確に識別する必要がある。

金融商品の譲渡に関する問題を更に掘り下げてみると、譲渡者が非居住者企業でありかつ譲受者が居住者企業である場合、増値税の処理方法の問題が浮上する。36号文によると、納税地に関する一般原則によると、このような取引は増値税(サービスの提供者もしくは受入者が共に中国国内に所在する場合にし中国国内で課税行為が発生したと見なされるため)納付しなければならない。一般的に、譲受者が源泉徴収義務者として、国外企業もしくは個人に代わって増値税の源泉徴収を行うことになる。このため、金融商品の譲渡益に対する増値税の源泉徴収は実務上困難が懸念される。なぜなら、国外企業の金融商品譲渡は取引ごとに行われており、譲受者の増値税源泉徴収額も取引ごとに計算しなければならない。このため、譲渡者は差額徴収方式を適用することができない。他にも、金融商品譲渡に対する増値税の徴収は、実質的にも譲渡者のキャピタルゲインに対する課税と問題視されることもある。

仕入税額の配賦に及ぼす影響

70号文は増値税免税の適用範囲を拡大したことで金融業界から大いに歓迎された。しかし、適用範囲の拡大は仕入税額の振替額の増加となる(国際的に用いられている増値税専門用語で言うと、控除対象外仕入税額の上昇である)。

世界中の金融機関は、振替えた仕入税額が免税取引に係る仕入税額であることを正確に反映するため、配賦方法もしくは一部の免税方法を可能な限り、正確に制定するよう多くの労力と時間をかけてきた。70号文によると、中国は他国と同様な方法を採用予定である。

また、多くの金融機関が直面する課題は次である。銀行間コールローンによる免税売上、及びそれに関連する仕入税額を比較した場合、前者が総売上高に占める割合は、後者の対仕入税額総額に占める割合を遥かに超えている。簡単な一例を挙げれば、商業銀行は、新規個人客の開拓及び既存顧客の維持を図るため、有形固定資産や不動産(ITシステムの導入や分支機構のための営業拠点の賃借など)、マーケティング、広告宣伝、販売促進などに多額の資金を投入するのが一般的である。それに対して、銀行間の資金融通の管理に係る支出は遥かに少ない。しかしながら、金融機関が売上高の比率に基づいて仕入税額を配賦する場合には振替処理される仕入税額は高額になる。

さらには、売上高の比率に基づいて仕入税額の配賦を行う場合、従前から、預金利息に対する増値税の課税はなかった(このため仕入税額の振替金額に影響を及ぼさない)。70号文では、金融機関間の預金業務に対して免税政策を適用すると規定(このため仕入税額の振替金額に影響を及ぼす)しているため、今後の動向に注意が必要である。

なお、配賦方法自体に内在する問題を考慮しない場合、金融機関は下記の3つのステップに順じて仕入税額を配賦しなければならない。

1. 免税対象項目以外にも使用される有形固定資産、無形資産、不動産に対し仕入税額を全額控除する。
2. 直接配賦方法の採用—課税項目に全額使用された原価・費用の仕入税額を全額控除する。然し免税対象項目に全額使用された原価・費用の仕入税額は控除しない。
3. 売上高に基づく仕入税額の配賦—免税売上および簡易課税売上の総売上高に占める割合に基づき、仕入の用途区分の困難性から控除対象外となる仕入税額を計算する。

まとめ

70号文は、幾つかの不確定要素さらには二重課税に繋がる恐れのある問題点を明確にしたことから金融業界から大いに歓迎された。

金融機関はいち早く70号文がもたらす影響を見極めて、申告期日までに関連する政策を実行しなければならない。すなわち、増値税免税政策の不適用項目から適用項目に変わった事項を確認すると共に、70号文における徹底的な実施方法を検討しなければならない。また、70号文の公布は、仕入税額の配賦に甚大な影響を及ぼすことから既述した諸点も合わせて慎重に検討しなければならない。

なお、70号文は銀行業をメインに制定したものである。今後、その他の金融機関の増値税問題(証券、信託、ファンドなど)を明確にしてくれる新通達の公布を期待する。

For any enquiries, please send to our public mailbox: taxenquiry@kpmg.com or contact our partners/directors in each China/HK offices.

Khoonming Ho
Head of Tax,
KPMG China
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang
David Ling
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin
Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Qingdao
Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing
Lewis Lu
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Chengdu
Anthony Chau
Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou
John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

Guangzhou
Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen
Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen
Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong
Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling
Head of Tax,
Northern Region
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Andy Chen
Tel. +86 (10) 8508 7025
andy.m.chen@kpmg.com

Yali Chen
Tel. +86 (10) 8508 7571
yali.chen@kpmg.com

Milano Fang
Tel. +86 (532) 8907 1724
milano.fang@kpmg.com

Tony Feng
Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu
Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Helen Han
Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Naoko Hirasawa
Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Josephine Jiang
Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Henry Kim
Tel. +86 (10) 8508 5000
henry.kim@kpmg.com

Li Li
Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Lisa Li
Tel. +86 (10) 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com

Thomas Li
Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Simon Liu
Tel. +86 (10) 8508 7565
simon.liu@kpmg.com

Alan O'Connor
Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang
Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shirley Shen
Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

State Shi
Tel. +86 (10) 8508 7090
state.shi@kpmg.com

Joseph Tam
Tel. +86 (10) 8508 7605
laijiu.tam@kpmg.com

Michael Wong
Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Jessica Xie
Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Irene Yan
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Jessie Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7625
jessie.j.zhang@kpmg.com

Sheila Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China
Lewis Lu
Head of Tax,
Eastern & Western Region
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau
Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Cheng Dong
Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Marianne Dong
Tel. +86 (21) 2212 3436
marianne.dong@kpmg.com

Alan Garcia
Tel. +86 (21) 2212 3509
alan.garcia@kpmg.com

Chris Ge
Tel. +86 (21) 2212 3083
chris.ge@kpmg.com

Chris Ho
Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Dylan Jeng
Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Jason Jiang
Tel. +86 (21) 2212 3527
jason.jt.jiang@kpmg.com

Flame Jin
Tel. +86 (21) 2212 3420
flame.jin@kpmg.com

Sunny Leung
Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li
Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Christopher Mak
Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai
Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Yasuhiko Otani
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Ruqiang Pan
Tel. +86 (21) 2212 3118
ruqiang.pan@kpmg.com

Amy Rao
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Wayne Tan
Tel. +86 (28) 8673 3915
wayne.tan@kpmg.com

Rachel Tao
Tel. +86 (21) 2212 3473
rachel.tao@kpmg.com

Janet Wang
Tel. +86 (21) 2212 3302
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang
Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Mimi Wang
Tel. +86 (21) 2212 3250
mimi.wang@kpmg.com

Jennifer Weng
Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Henry Wong
Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Grace Xie
Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu
Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu
Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

Robert Xu
Tel. +86 (21) 2212 3124
robert.xu@kpmg.com

William Zhang
Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Hanson Zhou
Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Michelle Zhou
Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China
Lilly Li
Head of Tax,
Southern Region
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Penny Chen
Tel. +1 (408) 367 6086
penny.chen@kpmg.com

Vivian Chen
Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan
Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu
Tel. +86 (755) 2547 1138
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu
Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Fiona He
Tel. +86 (20) 3813 8623
fiona.he@kpmg.com

Angie Ho
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Cloris Li
Tel. +86 (20) 3813 8829
cloris.li@kpmg.com

Jean Li
Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Kelly Liao
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Grace Luo
Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Michelle Sun
Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang
Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Lixin Zeng
Tel. +86 (20) 3813 8812
lixin.zeng@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau
Head of Tax, Hong Kong
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss
Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern
Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan
Tel. +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Lu Chen
Tel. +852 2143 8777
lu.l.chen@kpmg.com

Rebecca Chin
Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Matthew Fenwick
Tel. +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com

Barbara Forrest
Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Sandy Fung
Tel. +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Stanley Ho
Tel. +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com

Daniel Hui
Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley
Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Kate Lai
Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Jocelyn Lam
Tel. +852 2847 7605
jocelyn.lam@kpmg.com

Alice Leung
Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Steve Man
Tel. +852 2978 8976
steve.man@kpmg.com

Ivor Morris
Tel. +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com

Curtis Ng
Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Benjamin Pong
Tel. +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com

Malcolm Prebble
Tel. +852 2684 7472
malcolm.j.prebble@kpmg.com

Nicholas Rykers
Tel. +852 2143 8595
nicholas.rykers@kpmg.com

Murray Sarelius
Tel. +852 3927 5671
murray.sarelius@kpmg.com

David Siew
Tel. +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com

John Timpany
Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma
Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Lachlan Wolfers
Tel. +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Christopher Xing
Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Adam Zhong
Tel. +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com